

議案第108号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

清水町長 阿部一男

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年清水町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 職員の定年に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 職員の定年に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第16条の表第4条第9項の項を削り、同表第9条の3第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の表以外の部分中「任期付短時間勤務職員」を「前項に定めるものほか、任期付短時間勤務職員」に改め、同条の表中「

第4条の2	法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
	前条第9項の規定にかかわらず、同項の規定による	前条の規定により決定された
第9条の3第2項第2号	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

」を「

第9条の3第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の
-------------	---------------	--

		規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
--	--	--

」に改め、同表第16条の4第2項の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

任期付短時間勤務職員の給料月額は、当該任期付短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合の給与条例第4条第9項に規定する基準給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

第20条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(育児短時間勤務職員等に関する読み替え)
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）を行う職員に対する清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）附則第27項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、清水町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成14年清水町条例第4号）第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。」とする。